

地域再生計画

1. 地域再生計画申請主体の名称

越谷市

2. 地域再生計画の名称

水辺空間活用再生計画

3. 地域再生の取組を進めようとする期間

地域再生計画認定後 ～ 平成25年度まで（平成19年一部まちびらき予定）

4. 地域再生計画の意義及び目標

○地域再生計画の目標

a. コンセプト

越谷市は、古くより水田が広がる田園地帯で、まちの中心を元荒川が貫流し、綾瀬川と中川にはさまれた沖積地は水に恵まれ、まさに「水郷」と呼ぶにふさわしい地です。

ところが、昭和30年以降、首都圏より25キロ圏内という交通利便性の高い立地状況から、越谷市はベッドタウンとしてにわかに脚光を浴び、急激な人口増加とともに水田は住宅や工業用地へと埋め立てられ、市の中心部の様子は都市化へと一変しました。

このような土地の持つ保水機能の異変により、昭和57年、61年には、市の東を流れる新方川が、56年、57年、61年には綾瀬川がたて続けに大氾濫を起こし、典型的な都市型災害が発生しました。

これらの河川は、ただちに河川激甚災害対策特別緊急事業の採択を受け、河道が拡げられ、内水を汲みだすポンプが設置されましたが、もともと海拔3～7メートルという低地のうえ、いったん減少した土地の保水機能を短期間で回復させることは難しく、都市化の波が河川の上・下流部にも押し寄せてきているだけに、河川改修だけでは追いつかない状況となっております。

そのような状況下で計画された越谷レイクタウン計画は、首都圏近郊部における都市開発ポテンシャルの高い特定河川流域内低地部において、都市開発事業と治水事業の一体的な整備を行うというもので、昭和63年度には、建設省河川局の新規事業として「レイクタウン整備事業」の指定を受け、計画面積約225.6ha、治水貯留容量約120万m³の共同開発計画案が策定されたところです。

本地区は、東京都心から北方約20km、JR武蔵野線の南越谷駅から東へ約2.

7 km、同吉川駅から西へ約2.0 kmに位置し、中川流域の標高3 m前後の平坦地で、昭和33年の狩野川台風時における湛水深50 cmの地区であり、また、土地利用の状況は地区の約7割が水田で占められており、一部住宅地や畑地・雑種地が点在しております。

現在、本地区は、平成8年5月に都市計画決定、平成11年12月に土地区画整理事業の事業認可を経て、都市基盤整備公団により整備が進められております。また、平成19年度のまちびらきに向け、JR武蔵野線の北側を中心にJR武蔵野線の高架化事業（平成16年度切替え完了予定）や大相模調節池の掘削工事（平成15年度末現在約47%完成）や盛土工事等が進められている他、まちびらきに併せた新駅開業に向けJR東日本と調整を図り、さらには、都市基盤整備公団と公共施設等の利活用の検討を行っているところです。

今後は、越谷レイクタウン整備事業の意義である「緊急性が求められている中川・綾瀬川流域の総合治水対策」、「水辺空間と共生する良質でモデル的なまちづくりの推進」、「春日部・越谷業務核都市の一翼を担う拠点形成」のまちづくりを進めるため、河川の利活用等を促進する地域再生計画の支援措置の実施に向け、取り組んでまいります。

特に、地区中央に配置する調節池には、地域再生計画を適用し、調節池を最大限に活かした花火大会、カヌー大会等のイベントの開催や水辺を活かした公共空間の多様な活用を組み合わせることで、地区における中心的な役割を果たすだけでなく、他地区にない魅力を創造いたします。また、地区を横断するJR武蔵野線新駅の開設、首都圏の高速道路網につながる東埼玉道路等の社会資本整備により、恵まれた交通アクセスと水辺を活かした商業・業務等施設には広域から、人、情報、モノが集積する新たなビジネスの拠点として期待が高まります。

結果として、地区の特色である広大な水辺と都市を融合させたモデル的なまちづくりによる地域再生を推進するものです。

b. コンセプトを具現化するための具体的な目標

ア. 目標を設定するにあたっての基本的な考え方

上位計画との相乗効果

総合振興計画及び都市計画マスタープランの構想に基づき、実施すべき事業等と規制緩和を組み合わせ、事業効果を高めます。

社会資本等の最大限活用

最少の経費で最大の効果をもたらすため、土地区画整理事業により整備される道路、調節地、公園、上水道、排水、電気等、新たな社会資本を最大限に活用します。

また、行政と市民（市民活動団体及びNPO等を含む）が異なる立場のそれぞれの特性を認め、共通の目的や問題解決のために協力関係を築きます。

事業の即効性

土地区画整理事業と大規模な調節池整備とを一体的に進め、広大な水辺と都市を融合させた全国で初めてのモデル的なまちづくりとして、21世紀にふさわしい「親水文化創造都市」の形成を目指します。

イ．具体的な目標

大規模調節地による治水安全性の向上

中川・綾瀬川流域は、古くから水害の影響を受けてきた地域であり、近年の都市化の進展により、総合的な治水対策が、ますます求められています。

総合治水対策の一環として大規模調節池（大相模調節池）の整備を進め、この地域の洪水に対する安全性を格段に高めます。

健康・福祉の推進

ノーマライゼーションの実現に向けて、お年寄りや体の不自由な方が安心して住むことのできる街づくりが進められます。

広大な水辺に沿って池を周回できる遊歩道（レイクサイドウォーク）や湖畔林が計画され、散策することによる健康づくりや車椅子利用者やお年寄りに十分配慮した道路の勾配、段差、歩道幅員などバリアフリー対策を施すなどにより、健康福祉拠点の形成を目指します。

広大な水面と水際を活用したライフスタイルの形成

湖畔林と調和する閑静な住宅地や水辺を眺望する集合住宅が生まれます。

水辺に沿って整備される遊歩道や、カヌーなど水辺を活用したスポーツを楽しむといったライフスタイルを提案し、活発な地域・広域交流を目指すとともに、水をテーマとした環境教育や市民花壇など、積極的に市民が参加できる環境づくりを進めます。

JR新駅を中心とした広域複合拠点の形成

越谷レイクタウンを横断するJR武蔵野線には、平成19年春のまち開きに合わせた新駅の開設が予定されているほか、首都圏の高速道路網につながる東埼玉道路の整備が進められています。

このため、恵まれた交通アクセスと水辺を活かした商業・業務等施設には広域から人、情報、モノが集積する新たなビジネスの拠点としての期待が高まります。

5．地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

水辺空間活用再生計画が実現したときの経済的社会的効果

7. 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他関連する事業

その他関連事業	事業主体	事業内容
総合治水対策特定河川事業	埼玉県	大相模調節池事業（公団の直接施行） ・大規模調節池（大相模調節池）の整備を進めることにより、地域における治水安全性の向上を図る
総合治水対策特定河川事業	国	中川（一級河川）改修事業 ・調節池（大水面）の排水先である中川の改修を行い、治水安全性の向上を図る
越谷レイクタウン特定土地区画整理事業	都市公団	越谷レイクタウン地区の区画整理事業 ・水辺空間と共生する良質でモデル的なまちづくりの整備による潤いのあるライフスタイルを提唱する
大相模調節池導排水路整備事業	埼玉県	大相模調節池導排水路整備（排水機場合） ・元荒川（一級河川）から調節池の導水部及び調節池から中川の排水部の水路整備を行い、治水安全性の向上を図る
公共下水道事業	越谷市	越谷レイクタウンの公共下水道（雨水・汚水）事業（ポンプ場合） ・公共下水道整備は、都市災害の防止、治水安全性の向上など安全なまちづくりを図る
J R 武蔵野線新駅設置事業	J R 東日本	新駅設置事業 ・新駅を設置することにより、広域から人、情報、モノが集積する新たなビジネスの拠点形成を図る
越谷レイクタウン拠点施設整備事業	都市公団 越谷市 民間	越谷レイクタウン地区の拠点施設整備 ・調節池南側の街区に拠点施設（水辺を生かした空間）を展開することにより、業務核都市としての広域交流拠点、本市副次核としての地域交流拠点、レイクタウン生活を支える地区内のサービス拠点の形成を図る
見田方遺跡公園整備事業	越谷市	都市公園整備（2.6ha） ・調節池と一体となった緑地空間を整備し、魅力あるまちづくりを図る

- 8 . その他地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
特になし

地域再生計画（別紙）

1. 支援措置の番号及び名称

番 号：212031

名 称：「水辺の自由使用ガイドライン」の策定

2. 当該支援措置を受けようとする者

越谷市、又はその他河川利用を実施しようとする者

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

○取組に関与する主体

越谷市、又はその他河川利用を実施しようとする者

○取組が行われる場所

越谷レイクタウン地区

○取組の実施期間

地域再生計画認定後から平成 25 年度まで（平成 19 年度一部まちびらき予定）

○取組により実現される行為や整備される施設などの詳細

河川管理者の占用許可等を必要としない自由使用による事例集等を参考とし、河川敷地の多目的利用ができるよう工夫を行うことにより、平成 19 年春のまちびらき以降、調節池の大水面を活用したカヌー大会や花火大会等のイベント開催の実現を目指す。

○その他事業内容を明らかにするために必要な内容

都市基盤整備公団が施工を進める事業の進捗状況に併せ、今後、カヌー大会や花火大会等におけるイベント開催が進められるよう各関係機関（課）と調整を図っていきたい。なお、当該支援措置に伴うガイドラインが策定された際には、それに沿った形で上記のようなイベントを行いたい。

地域再生計画（別紙）

1. 支援措置の番号及び名称

番 号：212028

名 称：まちづくり交付金の創設

2. 当該支援措置を受けようとする者

越谷市

3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

○取組に関する主体

越谷市

○取組が行われる場所

市東南部副次核形成地区（越谷レイクタウン及びその周辺）

○取組の実施期間

平成 16 年度から平成 20 年度まで（基幹事業、提案事業）

平成 11 年度から平成 25 年度まで（関連事業）

○取組により実現される行為や整備される施設などの詳細

■ 基幹事業

（道路）電線類地中化事業、市道 8 0 5 7 9 号線（延長 300m）、市道 8 0 5 7 5 号線（延長 930m）

（高次都市施設）（仮称）越谷レイクタウン駅自由通路 300 m²

（地域生活基盤施設）大相模調節池排水機場 1 箇所（越谷レイクタウン地区外）

■ 提案事業

（地域創造支援事業）J R 武蔵野線新駅設置事業高架下駅舎 1 箇所

■ 関連事業

● 公共下水道事業

● 越谷レイクタウン特定土地区画整理事業（施行者；都市基盤整備公団）

● 大相模調節池導排水路整備事業（排水機場 1 箇所、越流堤 1 箇所）

○その他事業内容を明らかにするために必要な内容